

第 8 号 議 案

令和 8 年度長崎県庁用管理特別会計予算

令和 8 年度長崎県庁用管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 諸収入		千円 276,661
	1 雑入	276,661
歳入合計		276,661

歳出

款	項	金額
1 庁用管理費		千円 276,661
	1 庁用管理費	104,680
	2 文書管理費	171,981
歳出合計		276,661

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
文書集中收受発送費	令和 9年度	千円 28,588
県公報発行事務費	令和 9年度	10,180